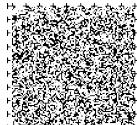


第4次佐倉市総合計画 基本構想・前期基本計画

歴史 自然 文化のまち
～「佐倉」への思いをかたちに～



佐倉市



はじめに

歴史　自然　文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～



高齢化、少子化、人口減少の進展、環境問題、暮らしの安全・安心、市民参画に対する市民意識の高まりなど、佐倉市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中で、佐倉市が直面する様々な課題を乗りこえ、光り輝き、自立した創造性に富んだ佐倉市を築き、次の世代に確実に引き継いでいくためには、中長期の視点に立った市政運営が必要です。

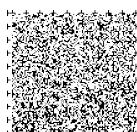
そこで、10年後に目指す将来都市像の実現に向け、「歴史　自然　文化」という長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次の世代に誇りを持って引き継いでいくために、市民一人ひとりの「佐倉への思い」をかたちにしていきたいという強い気持ちをもって、第4次佐倉市総合計画を策定いたしました。

この計画の策定にあたりご尽力をいただきました佐倉市総合計画審議会委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さんに対しまして厚く御礼申し上げます。

計画の実現に向けて、市民、議会、行政が手を携えて、まちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

佐倉市長　蕨　和雄



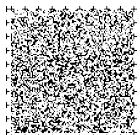
この冊子を活用される皆様へ

「第4次佐倉市総合計画」は、平成22年12月22日に佐倉市議会において議決されました。

この度、本冊子を作成するにあたっては、分かりやすさ読みやすさを考慮して、写真、イラスト、図表等を加えるとともに、本文中の「なじみのない語」、「カタカナ語」については、右端に用語の解説を記載しております。

また、本冊子には、「SPコード」を付けています。

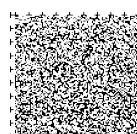
「SPコード」は、視覚障がい者などに向けて開発された、活字読み上げ装置用の音声コードです。「SPコード」を専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



第4次佐倉市総合計画 目次

基本構想

1 総合計画策定の意義	2
2 総合計画の構成	3
3 佐倉市の概況	4
(1) プロフィール	4
(2) 沿革	5
(3) 人口	6
(4) 財政の状況	8
4 佐倉市の主要課題	10
(1) 人口減少、少子高齢化への対応	10
(2) 歴史、伝統の継承と活用	11
(3) 豊かな自然環境の保全と活用	12
(4) 芸術・文化の創出	13
(5) 安心して暮らせるまちづくり	14
(6) 地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携強化	15
(7) 財政基盤の強化	16
(8) 市民協働によるまちづくりの推進	17
5 将来都市像の前提	20
(1) これからの中10年間	20
(2) 定住人口の維持	21
(3) 交流人口の増加	22
(4) 選ばれるまちづくり	23
6 佐倉市の将来都市像	24
7 土地利用の基本方針	26



8 まちづくりの基本方針	29
I 「思いやりと希望にみちたまちづくり」	30
～保健・福祉の充実、子育て・子育ち環境の充実～	
II 「快適で、安全・安心なまちづくり」	32
～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～	
III 「心豊かな人づくり、まちづくり」	34
～教育の充実、スポーツ活動の推進～	
IV 「明日へつながるまちづくり」	36
～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～	
V 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」	38
～都市基盤整備の充実～	
VI 「ともに生き、支え合うまちづくり」	40
～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～	

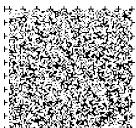
前期基本計画

1 基本計画の性格	46
2 人口の見通し	47
3 分野別計画	48
(1) 体系図	48
(2) 全体体系図	48

第1章 「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育ち環境の充実～

1. 地域福祉活動が盛んなまちにします	52
2. 市民の健康づくりを支えるまちにします	54
3. 健やかな親子づくりに取り組むまちにします	56
4. 安心して子どもを産み育て、子育てしやすいまちにします	58
5. 子どもが安全に暮らせるまちにします	61
6. 地域ぐるみで子育てができるやさしいまちにします	62
7. 高齢者が安心して暮らせるまちにします	64
8. 高齢者が生きがいを感じられるまちにします	66
9. 障がいがある人も、その人らしく暮らせるまちにします	68
10. 地域医療が充実し、市民が安心に暮らせるまちにします	70
11. 安心して介護サービスを受けることができるまちにします	73
12. 適正に国民健康保険制度・高齢者医療制度を運用するまちにします	74
13. 生活困窮者の救済を行うまちにします	76



第2章 「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1. 自然環境が保全されたまちにします	78
2. 地球環境に配慮したまちにします	80
3. 快適な生活環境が保たれたまちにします	82
4. 消防・救急体制が充実したまちにします	84
5. 防災体制が整備されたまちにします	86
6. 安全に暮らせるまちにします	88
7. 市民が気軽に相談できるまちにします	89

第3章 「心豊かな人づくり、まちづくり」

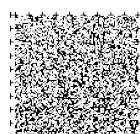
～教育の充実、スポーツ活動の推進～

1. 市民が教育の主役になるまちにします	92
2. 佐倉学を推進します	94
3. 生涯学習による地域活動が盛んなまちにします	96
4. 家庭・地域と共に青少年を育むまちにします	98
5. 教育環境の整備を行います	100
6. 確かな学力が向上するまちにします	102
7. 心の教育が充実したまちにします	104
8. 地域から信頼され地域に支えられる学校のあるまちにします	106
9. 健康教育を推進するまちにします	108
10. スポーツが日常化したまちにします	110

第4章 「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1. 力強い農業ができるまちにします	114
2. 魅力あふれる農村環境のあるまちにします	116
3. 商店街が元気なまちにします	118
4. さまざまな企業の活動が盛んなまちにします	119
5. 企業誘致を推進し、既存企業の新たな展開を促進します	120
6. 雇用が安定したまちにします	122
7. 住んでよし、訪れてよしのまちにします	123
8. 「佐倉ならでは」を創造・発信するまちにします	126
9. 芸術文化活動の盛んなまちにします	128



第5章 「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

1. 個性が活きる、住み続けたいまちにします	132
2. 住環境が良好なまちにします	134
3. 道路環境が充実した安全で快適なまちにします	136
4. 安定した水の供給を行います	138
5. 生活環境の改善を推進するまちにします	140
6. 花とみどりのまちにします	142
7. 公共交通機関が利用しやすいまちにします	144

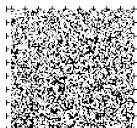
第6章 「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

1. 地域のまちづくり活動が盛んなまちにします	148
2. ボランティアやNPOなどの活動が盛んなまちにします	150
3. お互いの人権を尊重しあうまちにします	152
4. 男女がともに参画できるまちにします	154
5. 一人ひとりが恒久平和を願い行動するまちにします	156
6. 国際化推進のまちにします	158
7. 誰もが必要な情報を得ることができ、 自らの意見を市政に反映することができるまちにします	160
8. 適正な行政運営の確立に努めます	163
9. 健全な財政運営を進めます	166
10. 次世代に良質な資産を引き継ぎます	168
11. 市民サービスの利便性の向上に努めます	170

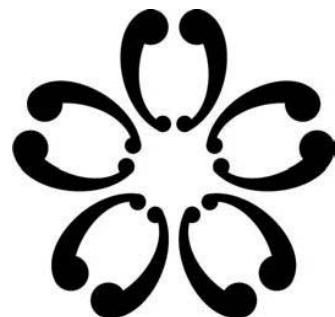
資料編

第4次佐倉市総合計画策定経緯	175
佐倉市基本構想の策定にあたって（諮問）	176
佐倉市基本構想の策定にあたって（答申）	177
計画を推進するための個別計画	186



第4次佐倉市総合計画 基本構想

平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度）



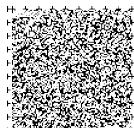
市 章



市の木（桜）



市の花（花菖蒲）



1 総合計画策定の意義

昭和49年度から昭和58年度までを計画期間とする第1次佐倉市総合計画（以下、「総合計画」）においては、将来都市像を「印旛地区の核となる豊かな文化教育都市」とし、広域的、歴史的、自然的条件に基づき、豊かな文化教育環境に恵まれた、印旛地区の中核となる住宅都市を目指しました。

昭和59年度から平成12年度までを計画期間とする第2次総合計画においては、将来都市像を「活力ある文化都市」として、本市の歴史と豊かな自然環境を活かし、市民一人ひとりが快適で豊かな生活を享受できるようなまちづくりを目指し、さらに、市民のいきいきとした活動に支えられた文化の香り高い都市を築きあげることを目指しました。

平成13年度から平成22年度までを計画期間とする第3次総合計画においては、将来都市像を「歴史・自然・文化のまち」として、豊かな自然や歴史・文化に育まれてきた本市は、21世紀初頭における社会経済の著しい変化に対応しながら、佐倉らしさを大切にし、また、都市としての自立性を高めるとともに、市民一人ひとりが心豊かに、いきいきと暮らせる活力にみちたまちを目指しています。

第3次総合計画期間中は、日本の総人口の減少、少子高齢化社会が、社会、経済、地方行財政、市民生活などに影響を及ぼしはじめました。また、環境問題、暮らしの安全・安心、市民参画に対する市民意識が高まり、早急な地域経済や行財政運営の再構築などが強く求められています。

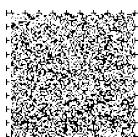
そのため、歴史、自然、文化に恵まれた本市が、今後50年、100年と歩み続けていくための長期的なビジョンとして、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とする第4次総合計画を策定するものです。

第1次佐倉市総合計画
(昭和49～58年度)
「印旛地区の核となる豊かな文化教育都市」

第2次佐倉市総合計画
(昭和59～平成12年度)
「活力ある文化都市」

第3次佐倉市総合計画
(平成13～22年度)
「歴史・自然・文化のまち」

第4次佐倉市総合計画
(平成23～32年度)



2 総合計画の構成

第4次総合計画は、本市のまちづくりの基軸となる総合的な計画として、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間のまちづくりの方向性を示します。

本総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画により構成します。

（1） 基本構想

基本構想は、総合計画の根幹として、本市が実現を目指すべき将来都市像を示すとともに、その実現に向けた政策の柱である「まちづくりの基本方針」を明らかにします。

基本構想の計画期間は、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を最終年度とする10年間とします。

基本構想
平成23～32年度

（2） 基本計画

基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、そのまちづくりの基本方針に基づき、推進すべき施策を体系的に表します。

基本計画の計画期間は、社会環境の変化などに的確に対応するため、平成23年度から平成27年度までの5年間を前期、平成28年度から平成32年度までの5年間を後期とし、前期終了年度に計画の見直しを行います。

前期基本計画
平成23～27年度

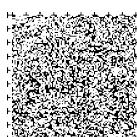
後期基本計画
平成28～32年度

（3） 実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策に基づく具体的な事業内容を示す事業計画です。

実施計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間ですが、国の動向や市民要望など、社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行います。

実施計画
平成23～27年度
毎年度見直しを実施。



3 佐倉市の概況

(1) プロフィール

本市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離に位置しています。

また、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市から北東へ約20kmの距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.59km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手織川、小竹川などが、印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなります。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

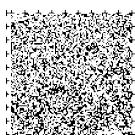
道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路網を形成しています。



印旛沼



佐倉城跡



(2) 沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利の良さと、比較的温暖な気候に恵まれていたことから、古くは旧石器時代から人々が活動し、様々な時代の遺跡が数多く分布しています。

古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”とよばれる大きな内海があり、沿岸地域の人々は“香取の海”を通じて広く列島各地と交流し、特色ある文化を築き上げました。

中世には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。

天正18年（1590年）以降は関東に入った徳川家の支配するところとなり、その有力家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、その後城下町としての機能も整備され、北総地域の重要な政治・行政の拠点として位置づけられました。また、佐倉新町を中心として商工業が発達し、江戸からの街道筋としての臼井、寒川港からの街道筋としての馬渡が宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、日本の近代女子教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者がいます。

また、明治時代から第2次世界大戦の終了まで、陸軍の兵営（歩兵第2連隊・歩兵第57連隊）が佐倉城跡に置かれ、連隊の街として賑わいを見せました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生しました。その後、旭村及び四街道町（当時）の一部が編入され現在に至っています。

堀田正睦（ほった まさよし）
(1810年～1861年)
江戸時代末期の大名・老中（首座）。
堀田家5代目、佐倉城主。

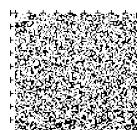
佐藤泰然（さとう たいぜん）
(1804年～1872年)
幕末の蘭方医。
順天堂（順天堂大学の前身）の創始者。

浅井忠（あさい ちゅう）
(1855年～1907年)
日本近代洋画の先駆者。

津田仙（つだ せん）
(1837年～1908年)
明治初期の西洋農学者。

津田梅子（つだ うめこ）
(1864年～1929年)
日本の近代女子教育の先駆者。

佐藤志津（さとう しづ）
(1857年～1919年)
日本の近代女子教育の先駆者。



(3) 人口

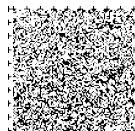
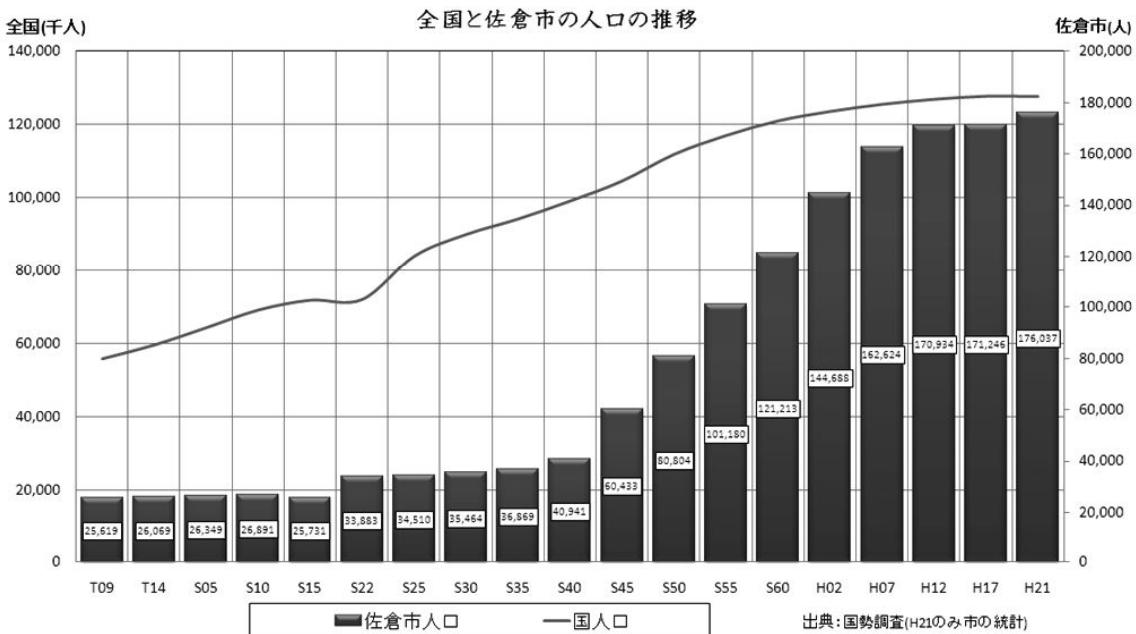
① 人口の推移

全国の人口は、大正9年には5,596万人(国勢調査)で、その後増加を続け、昭和42年には1億人、平成16年には1億2,779万人(総務省統計局)となりましたが、平成17年に初めて減少へと転じました。平成21年は1億2,751万人(総務省統計局)で、前年同月人口の1億2,770万人に比べ、18万2千人、率にして0.1%減少しています。

平成22年3月31日現在の本市の住民基本台帳人口は17万5,914人で、前年人口の17万5,601人に比べ313人、率にして0.2%増加しています。本市の人口は、平成15年度に17万5千人となってからは、ほぼ横ばいの状況でしたが、平成22年6月末に17万6千人となりました。

全国と佐倉市の人口の推移を比較すると、全国の人口は既に減少していますが、本市の人口はわずかながら増加しています。

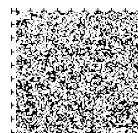
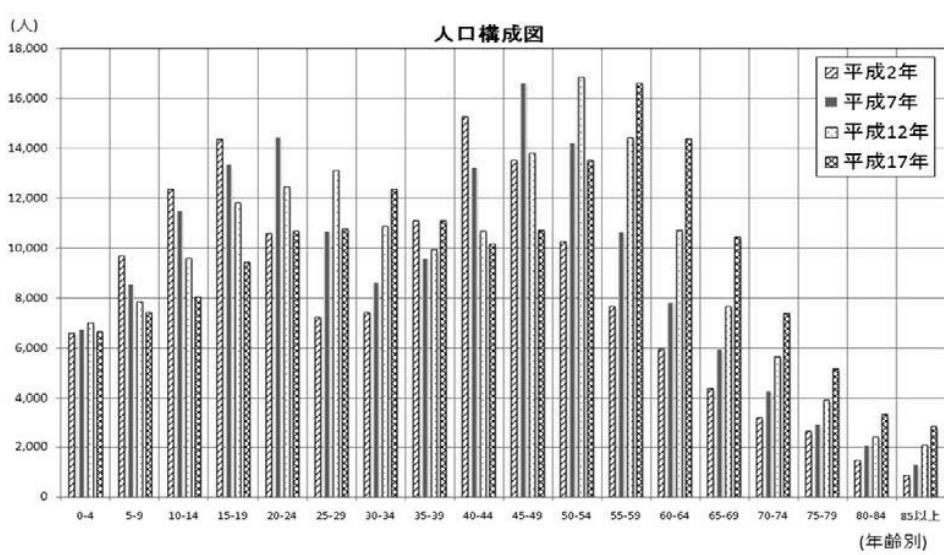
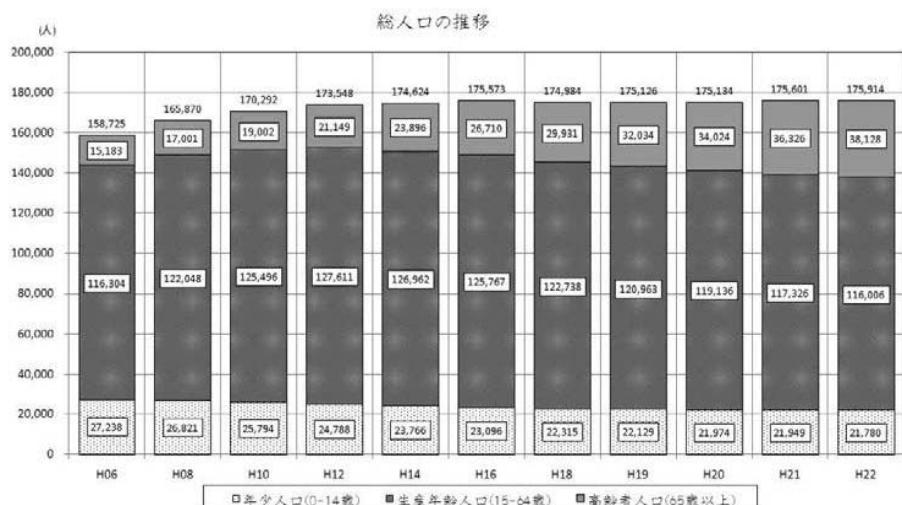
また、平成22年3月31日の本市の外国人登録者数は2,014人で、前年人口の1,914人より5.2%増加しています。



② 佐倉市の人口構成

人口はわずかに増加しているものの、少子高齢化は確実に進んでいます。平成 22 年 3 月 31 日現在の人口構成の割合は、0 歳から 14 歳までが 12%、15 歳から 64 歳までが 66%、65 歳以上が 22% となっており、過去 10 年間をみると、0 歳から 14 歳まで、15 歳から 64 歳までがともに減少しているのに対し、65 歳以上の人口は増加しています。

また、人口構造をみると、少子化の進行、若年世代の減少、高齢化の進行が特出しており、特に 15 歳から 25 歳までの人口の減少が進んでいます。



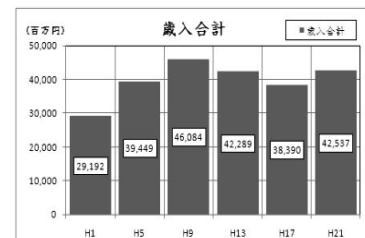
(4) 財政の状況

本市の財政の状況は、歳入全般については、平成 11 年度を境に減少傾向にあります。歳入全体の約 6 割程度を占める市税は、平成 9 年度に約 273 億円と最大となりましたが、その後、多少の増減はあるものの総体的には減少傾向で推移し、平成 21 年度には約 246 億円となり、平成 9 年度と比較すると約 27 億円減少しています。

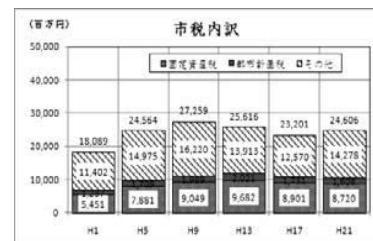
この主な要因としては、市民税が景気の低迷や少子高齢化の影響により、約 17 億円の減収、固定資産税、都市計画税が地価の下落などにより約 7 億円の減収となっていますが、今後も、社会情勢などを考慮すると、市税は減少若しくは横ばい傾向で推移するものと思われます。

また、地方譲与税や地方消費税交付金などの国、県からの各種交付金、地方交付税などは、国の政策に大きく左右されるため、今後の収入額を正確に把握することは困難ですが、国の財政状況などを勘案すると大幅な増額は見込めず、市税や各種交付金などの一般財源総額も減少傾向になるものと考えられます。

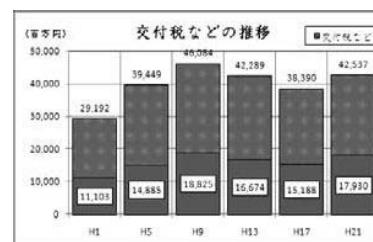
歳出については、目的別の内訳をみると福祉、医療などの社会保障費の増加に伴い民生費がここ 10 年間で、約 69 億円から約 114 億円へと約 45 億円増加していますが、道路橋梁などの土木費は平成 9 年度のピーク時の約 98 億円から約 34 億円へと約 64 億円減少しています。



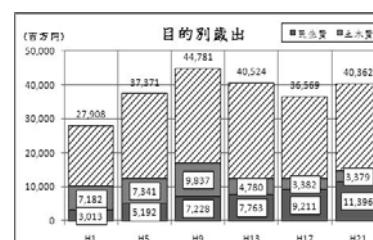
一般会計歳入額の推移



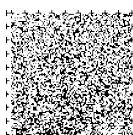
市税収入の推移



交付税などの推移



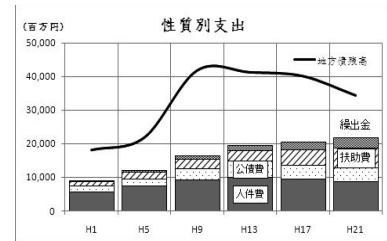
目的別歳出の推移



次に、性質別の内訳をみると、人件費は定員適正化計画に基づく新規採用の抑制や給与改定により減少しています。公債費はほぼ横ばいですが、市債残高は施設建設などに伴う財源を計画的に借り入れていることにより、毎年着実に減少している状況の中で、今後は償還額についても減少していくことが見込まれます。

しかしながら、少子高齢化の進展により民生費を中心とした扶助費、介護、医療に係る特別会計への繰出金がそれ以上に増加することが見込まれます。さらに、義務教育施設の耐震補強や公共施設の老朽化に伴う改修など新たな経費の増加も見込まれます。

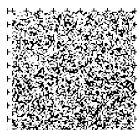
今後は、このような厳しい財政状況を考慮するなかで、これまで実施してきた経常的経費の抑制や、既存の事務事業の見直しなども併せて実施し、歳入規模にあわせた歳出とするよう努めていく必要があります。



性質別歳出の推移

(参考) 財政用語解説

- ・地方譲与税…消費譲与税、地方道路譲与税など、国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他事情から、徴収専務を国が代行している。
- ・民生費…目的別歳出の一分類。社会福祉の充実を図るための、児童、高齢者、心身障がい者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護等の実施に要する経費。
- ・公債費…地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。
- ・経常的経費…人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費。



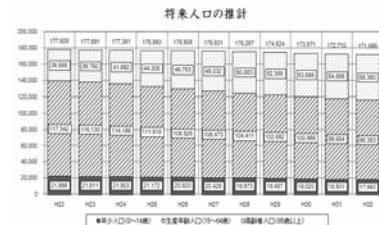
4 佐倉市の主要課題

(1) 人口減少、少子高齢化への対応

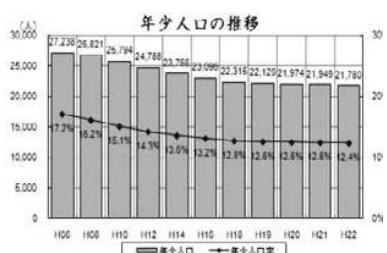
日本の総人口が減少するなかにあって、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の本市の人口は、緩やかに減少し、人口構成においては、0 歳から 14 歳まで、15 歳から 64 歳までは減少し、65 歳以上は増加すると推計しています。しかし、人口の減少は、扶助費の増大や市の活力そのものを減退させる要因となることから、この 10 年間に現在の人口を減少させない施策を進めていく必要があります。

少子化への対策として、本市は保育サービス、学童保育の拡充や小児救急医療の整備など子育て環境の整備に努めていますが、少子化対策はどれか一つの施策を講ずれば効果が現れるわけではありません。安定した雇用や労働環境の整備、子育て、教育環境の充実など、次代を担う子どもたちがのびのびと成長でき、かつ、子どもを育てる親の不安や負担を軽減させるような施策をさらに進めていく必要があります。

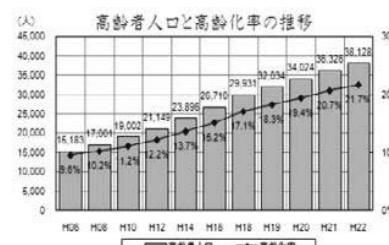
高齢化への対策として、地域包括支援センターの拡充や特別養護老人ホームなどの整備を積極的に推進してきましたが、高齢者の多くは、老後の生活に不安を感じており、市政に対する希望や期待として、高齢者医療や介護サービス、グループホームなどの高齢者福祉の充実をあげています。今後も、高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように介護予防事業、認知症対策事業の推進や社会参加の機会の拡充を引き続き進めていく必要があります。



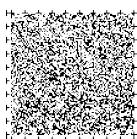
将来人口の推計



年少人口の推移



高齢者人口と高齢化率の推移



(2) 歴史、伝統の継承と活用

寛政4年（1792年）に佐倉藩主堀田正順によって創設された、現在の千葉県立佐倉高等学校の前身である藩校「学問所」が設けられ、学問や武芸が奨励されました。また、藩主堀田正睦の招きを受けた蘭医佐藤泰然が天保14年（1843年）に開いた蘭医学の塾である佐倉順天堂では、西洋医学による治療と同時に医学教育が行われていました。こうした城下町として培われた文武両面にわたる文化、好学のもとに、進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者を数多く輩出しました。

価値観が多様化する時代のなかにあって、市民がより豊かな生き方をするためには、自分たちが暮らす地域を見直し、愛着を見出すことにより、故郷意識を持つことが大切だと考えています。そのためには、地域の歴史を学び、伝統の継承と活用を行う必要があります。

堀田 正順（ほった まさあり）

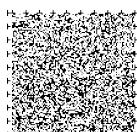
（1749年～1805年）

江戸時代中期の大名。

堀田家2代目、佐倉城主。



佐倉順天堂記念館



(3) 豊かな自然環境の保全と活用

本市は、首都圏近郊の衛星都市として発展してきましたが、縁豊かな自然環境が保全されており、都市と農村が共存して多様なまちづくりを進めている魅力あふれた田園都市です。特に、四季折々に豊かな色彩を見せる印旛沼は、人々に安らぎを与えてくれる憩いの場として市民に愛されています。

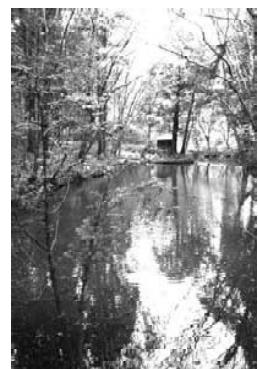
また、台地を刻む地形である谷津は、水田、湧水、小川、斜面林などにより構成され、谷津独特の多様な生物の生息地であるとともに、水源や水質浄化、農業の基盤として、人々に恵みをもたらせてきました。

このかけがえのない貴重な自然環境は、本市の主要な景観でもあり、これらの自然環境をできる限り変わらない姿で未来に引き継いでいく必要があります。

しかし、自然環境の保全と活用は、行政の取り組みだけでは限界があることから、市民、事業者、行政が手を携えていく必要があります。そして、この取り組みが、広く地球環境の保全につながっていくものと考えます。

衛星都市

大都市圏にあって、中核都市の機能の一部を分担する都市。中心の大都市との間に、日常的な産業・社会活動の交流が行われ、通勤・通学、業務などの関係が濃いが、単なる住宅地区、工場地区ではなく、都市としての中心性を持つ。



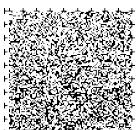
勝間田の池(下勝田)



上空から見た印旛沼



夏の印旛沼



(4) 芸術・文化の創出

本市には、市民の好きな場所、紹介したい場所として挙げられる国立歴史民俗博物館や川村記念美術館、市立美術館、塚本美術館、佐倉市民音楽ホールなど多くの芸術拠点があります。

この芸術拠点においては、国内外の質の高い展覧会や演奏会が、年間を通じて開催され、市内外から多くの方々が訪れています。

また、重要文化財旧堀田邸、武家屋敷、千葉県指定史跡佐倉順天堂記念館などの文化財施設を始めとして、井野長割遺跡、本佐倉城などの国指定史跡など、多くの指定・登録文化財を有しております。

これらの博物館、美術館、文化財施設、史跡などは、市民の手が届く範囲にある貴重な教育資源であるとともに、観光資源としても保存・活用の場が広がっています。

今後は、これら文化芸術の拠点をさらに活用し、文化活動を支援するとともに、すぐれた芸術に触れる機会を増やし、新たな文化・芸術が創造される環境をつくる必要があります。



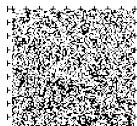
武家屋敷



旧堀田邸(国指定重要文化財)



市立美術館



(5) 安心して暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守ることは、自治体の重要な課題であり、災害に強く犯罪や交通事故の少ない、市民が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

地震や台風、局地的集中豪雨などの自然災害や、火災に備え、防災対策に取り組む必要があります。

また、社会構造の変化などにより、身近なところで犯罪が増加する傾向にあり、特に子どもや高齢者が被害にあうことも多く、市民の安全な生活を確保するためには、防犯活動や防災体制の強化が急務となっています。

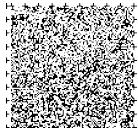
今後、既存施設などの耐震化施策を計画的に進め、災害などを想定した消防署をはじめとする防災関連機関との連携強化を図るなど、災害に強いまちづくりに努める必要があります。同時に、地域の自主防災組織、自主防犯活動の支援、地域防災の担い手である防災リーダーの育成など、地域住民主体の自主的な活動を促進し、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、安全安心なまちづくりに努める必要があります。



市民防災訓練



地域での防犯パトロール



(6) 地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携強化

市民の日常の暮らしを支える地域産業の発展及び交通網の充実を図ることは、地域経済の活性化や地域全体の活力向上、日常生活の利便性の確保につながる重要な課題です。

本市は、首都圏近郊という立地条件を活かし、商工業や農業などの地域産業の発展に努めるとともに、市民の通勤、通学、買い物などにおける交通の確保に努めてきました。今後も、豊かな市民生活を支える地域の活力を向上させるため、従来からの地域産業のさらなる充実や新しい産業振興に取り組むとともに、高齢社会における日常生活の利便性を向上させる交通網の充実に取り組む必要があります。

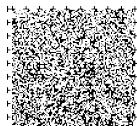
さらに、近隣市町においては、平成22年7月に開業した成田スカイアクセス、成田国際空港及び周辺に計画されている集客施設、圏央道などの延伸などにより、地域経済の活性化が見込まれることから、本市においても近隣市町との連携を強化する必要があります。



佐倉市循環バス



デマンド交通の実証運行車両



(7) 財政基盤の強化

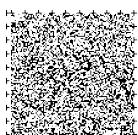
本総合計画期間である、これから約10年間は、人口減少、少子高齢化、地方分権の進展により、地方財政を取り巻く環境はますます厳しい状況となることが予測されます。

本市は、これまで4次の行財政改革に取り組んできましたが、今後、さらに従来型の減量経営に努める必要があります。

また、本市の歴史、自然、文化を基軸とした地域経済の活性化による雇用機会を確保し、安定的な財源確保に努めるとともに、本市の持つ地域資源を活用した新たな産業の創造など、新しい財源確保に努める必要があります。



佐倉市役所本庁舎



(8) 市民協働によるまちづくりの推進

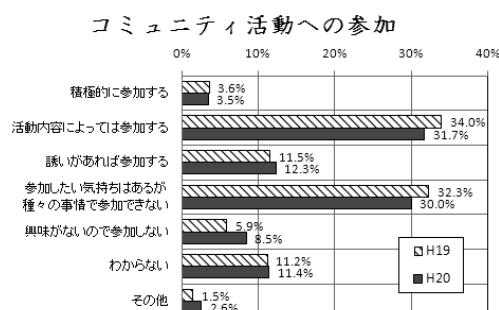
日本の総人口が増加傾向であった時代は、市民生活の向上に係る行政サービスを拡大していくことが可能でしたが、人口減少、少子高齢化社会を迎え、これまでのように行政サービスを拡大し、提供していくことは難しくなってきています。

このような状況を踏まえ、これから行政サービスは、行政主導で進めていくのではなく、市民、行政の相互理解と連携、協働で進めていくことが重要となります。

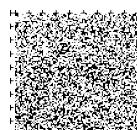
本市が実施した『佐倉市市民意識調査』（平成20年度実施）を見ると、市民参加型の行政サービスを望んでいることから、今後は、市民が参加しやすい協働の仕組みづくりが必要となります。

佐倉市市民意識調査

平成20年10月～11月実施
対象 5,000人
回収 3,028件
回収率 60.5%



ワークショップ(まちづくり懇談会)の様子



総合計画体系図 I

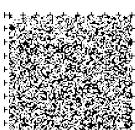
総合計画策定の意義

歴史、自然、文化に恵まれた本市が今後50年、100年と歩み続けていくための長期的なビジョンとして、平成23年度（2011年度）から平成32年度(2020年度)を計画期間とする第4次総合計画を策定。

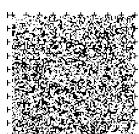
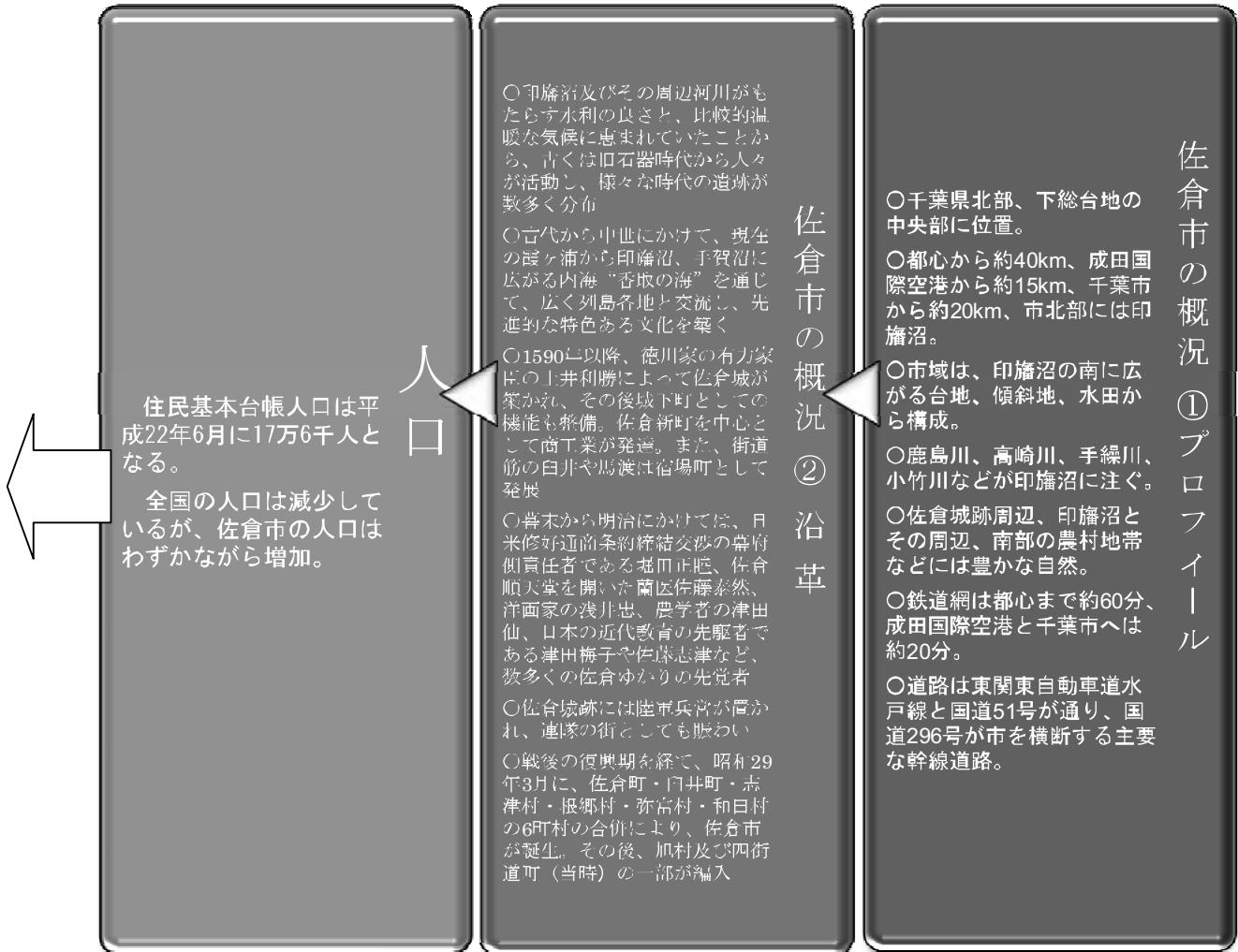


佐倉市の主要課題

市民協働によるまちづくりの推進	財政基盤の強化	地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携強化	安心して暮らせるまちづくり	芸術・文化の創出	豊かな自然環境の保全と活用	歴史、伝統の継承と活用	人口減少、少子高齢化への対応
-----------------	---------	---------------------------	---------------	----------	---------------	-------------	----------------



(総合計画策定の意義～佐倉市の特色と主要課題)



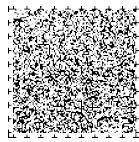
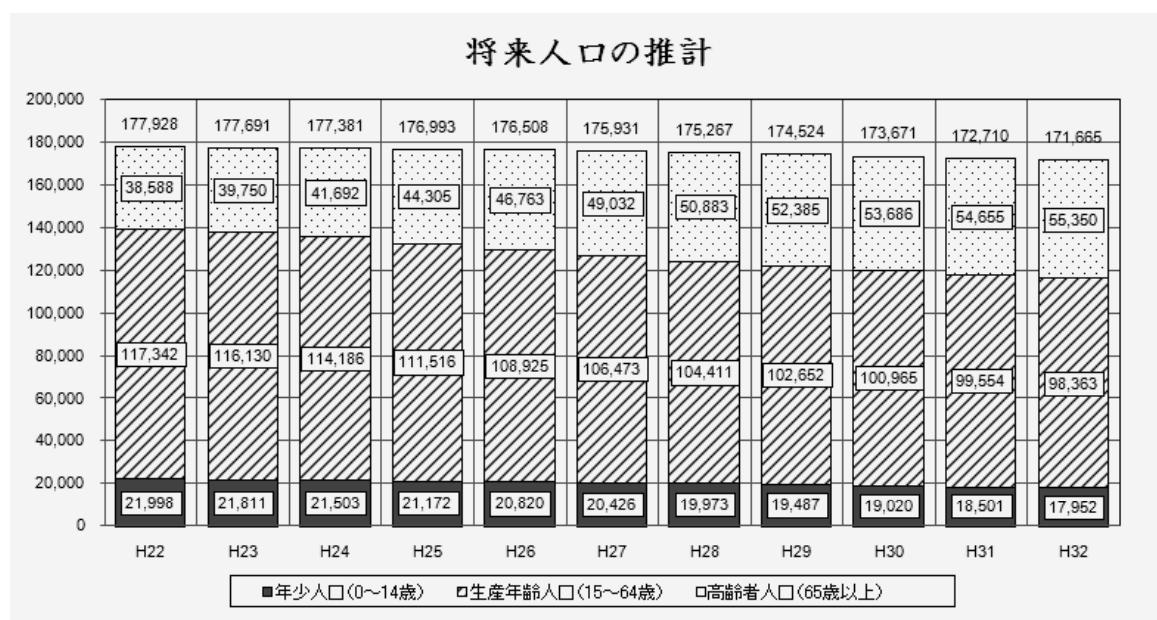
5 将来都市像の前提

(1) これからの10年間

平成20年度に実施した『佐倉市総合計画策定基礎調査報告書』において推計した人口に、平成22年度における数値を推計値から実績値に修正し、外国人登録者を加算して推計したところ、本市の総人口は、平成32年には、約6千人減少する見通しとなっています。

人口の減少は、市の活力そのものを減退させる要因となることから、本市が、今後50年、100年と歩み続けていくためには、人口減少という初めての経験を迎えるこの10年間を、新しいチャレンジを行っていく重要な転換期間と考えます。

特に、本市が持つ「歴史・自然・文化」という強みを生かして、次の世代へバトンタッチするために何をなすべきか、ということを考え、現在の人口を減少させない施策を進めていく必要があります。



(2) 定住人口の維持

本市が実施した『佐倉市市民意識調査』(平成 20 年度実施)を見ると、約 65% の人は本市に住み続けたい意向を持っています。特に男性の定住志向が約 69% を示し、女性の約 60% を上回っています。また、年代別でみると、60 歳以上が約 78% であり、20 歳から 29 歳までの約 31%、30 歳から 39 歳までの約 48% を大きく上回っている状況です。

しかしながら、夫婦と子ども(長子が 18 歳以上)の世帯では、将来の転出意向が約 15% を示し、夫婦のみの 5% を上回っている状況です。

これらの状況から、定住人口の維持には、優良な自然環境と土地利用を推進しながら、20~40 代の家族への定住志向を高めることが必要となります。

このため、新たな産業の創造などによる就業や雇用の機会の拡大、子育て支援、教育の充実、福祉施策の充実など、定住促進の要素を見極め、本市に住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

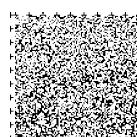
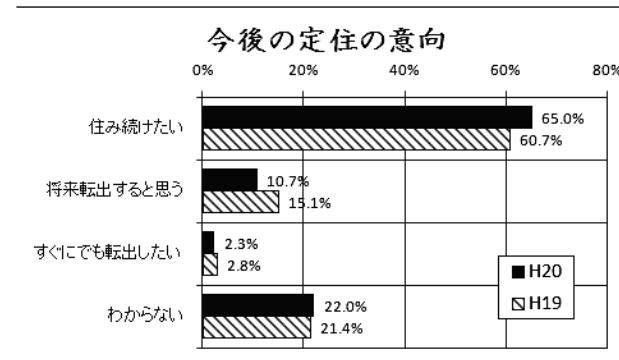
佐倉市市民意識調査

平成 20 年 10 月～11 月実施

対象 5,000 人

回収 3,028 件

回収率 60.5%



(3) 交流人口の増加

本市における「佐倉チューリップまつり」「佐倉・時代まつり」「佐倉市民花火大会」「佐倉の秋祭り」「佐倉朝日健康マラソン」などのイベントや、印旛沼や谷津を中心とする美しい自然環境は、休日の憩いの場所となるとともに、観光の拠点となっています。

今後も、より多くの人々が本市を訪れ、楽しみ、そして、訪れた人々が新たな発見や感動を見出すことができるまちづくり、幾度となく訪れてみたいまちづくり、そこに住む市民自らも誇れるまちづくりを推進して、交流人口の拡大に努めます。

特に、スローライフに代表される自然志向、ゆとりや自分らしさを求める生き方など、若年世代、団塊世代の動向にも注目し、魅力を伝えていくとともに、交流の新たな価値の提案に努めます。

さらに、まちの活性化に繋げることを目指して、歴史、自然、学術やスポーツ、文化、芸術など分野間の交流を図り、交流人口の継続的な増加を図るとともに、国内外を問わず、同じ目標をもつ都市間との連携に努めます。



佐倉チューリップまつり

スローライフ

自然と調和し、ゆったりとした時間の流れを楽しむ生活スタイルのこと。



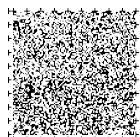
佐倉・時代まつり



佐倉市民花火大会



佐倉朝日健康マラソン



(4) 選ばれるまちづくり

本市は、歴史に裏付けられた文化、伝統を大事にしているまちであると同時に、都市化が進むまちでもあります。このような多様なまちの顔と同様に、市民の価値観が多様化する中、個人が自ら希望する仕事や生活をバランスよく展開することが必要です。

同時に人口減少・少子高齢化がもたらす都市の活力低下や空き家の増加など、市内の空洞化への対応を考える必要があります。

そのため、市外から人の流動、高齢者などの知恵と労働力の活用など人口・労働力減少対策に取り組むとともに、子育て支援、教育の充実、地域活動への積極的な参加など個人の多様なライフステージがバランスの取れた地域社会の実現に向けた施策の展開に努めます。

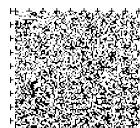
さらに、印旛沼をはじめとする豊かな自然環境、豊富な観光資源などの本市の魅力を前面に押し出す施策を展開し、市民が住み続けたいと思うとともに、未来の市民に選ばれるまちづくりを目指します。

ライフステージ

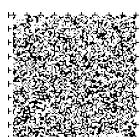
人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。



ふるさと広場の風景



6 佐倉市の将来都市像



将来都市像に込められた意味

本市は、古代から連綿と続く「歴史」、水、縁、花、生きものに代表される「自然」、長い時の流れに育まれた「文化」という本市を語るに最もふさわしい大切な資源を持っています。

のことから、第4次総合計画の将来都市像は、第3次総合計画と同じキーワードである「歴史 自然 文化」を引き続き使うこととしました。

この「歴史 自然 文化」という、長い年月に渡り積み重ねてきた資源を、次世代に誇りを持って引き継いでいくという重要な責務を果たすためには、佐倉を大切にしていきたいという気持ち、佐倉に住み続けたいという愛着、佐倉を更にすばらしいまちにしていきたいという意欲など、市民一人ひとりの「佐倉への思い」が必要になります。

この「佐倉への思い」を一つひとつ「かたち」にかえていくことが、すべての人に優しいまちづくりにつながるとともに、人々の共感を得ることで、まちの求心力を高めることとなり、市全体の活力を創出するまちづくりにつながります。

これからの10年間は人口減少、少子高齢化などに伴う人口構成の変化、社会経済の状況などから財政的に厳しい時代を迎えることとなります。逆にチャンスへの転換期間として捉え、佐倉独自の「歴史 自然 文化」を明日へつなげるという強い気持ちをこめて、将来都市像を「歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～」としました。

第1次佐倉市総合計画

「印旛地区の核となる

豊かな文化教育都市」



第2次佐倉市総合計画

「活力ある文化都市」



第3次佐倉市総合計画

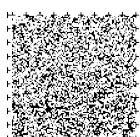
「歴史 自然 文化のまち」



第4次佐倉市総合計画

「歴史 自然 文化のまち

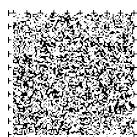
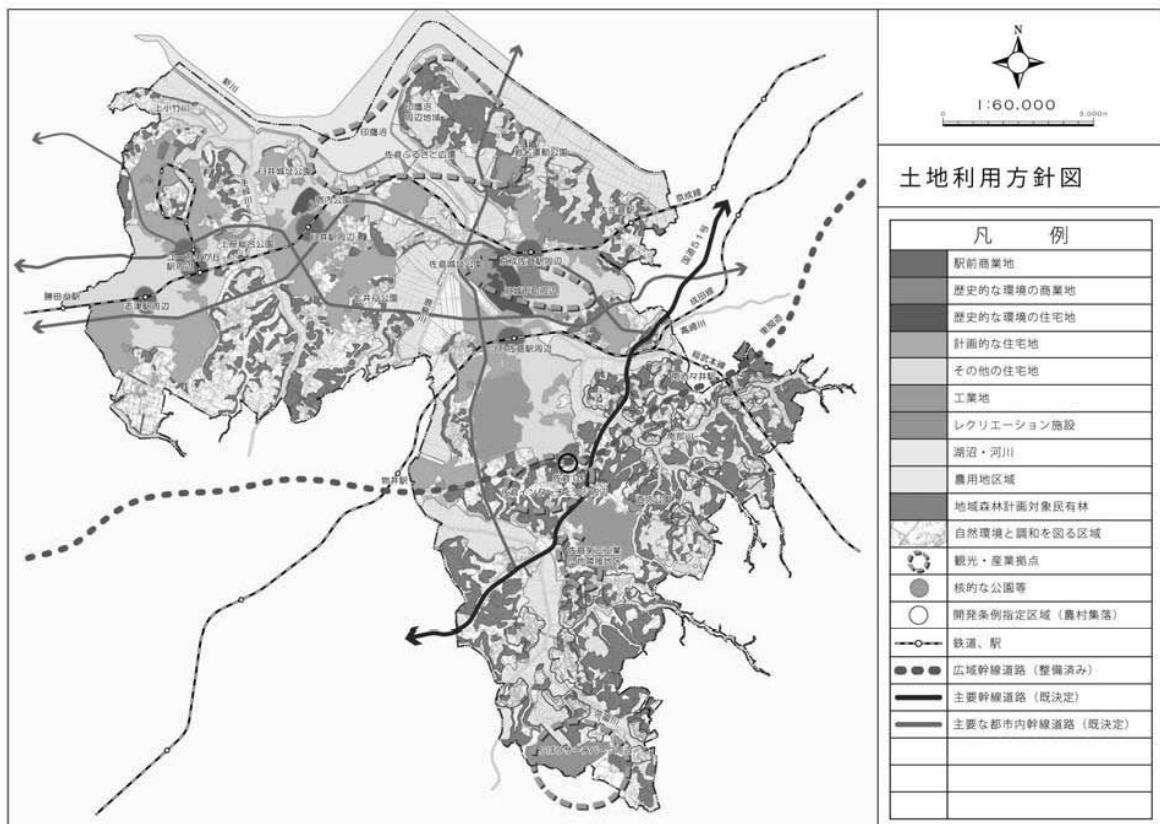
～「佐倉」への思いをかたちに～」



7 土地利用の基本方針

土地は、人々が生活していくための限られた資源であるとともに、産業活動などのあらゆる活動の基盤となるものであり、その利用のあり方は、市民生活や地域の発展と深い関わりを持っています。

将来都市像の実現に向けて、計画的なまちづくりを進め、市民が安心して快適に暮らすことができるよう環境と調和した秩序ある土地利用を進めます。



（1）自然環境の保全

本市の有している豊かな自然は、潤いのある生活の基盤であると同時に、観光資源としても重要な要素となっています。今後さらに自然志向が高まると見込まれるなかで、これを保全し、次世代へ引き継いでいくことが求められています。

このため、自然との共生と環境への負荷に配慮しながら、快適でゆとりある地域空間の創造に努めるものとします。

（2）地域特性を活かした土地の利用

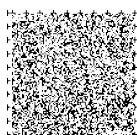
本市が持つ歴史、自然、文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民にとって住みやすい地域を目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

このため、歴史的な建造物や史跡をはじめとする歴史資源や、歴史的な町並みなど、様々な地域資源によってもたらされている良好な景観の保全・活用に努めます。

また、水と緑と花に調和した、ゆとりと潤いのある住宅地や、にぎわいのある商業地、緑あふれる田園風景などの環境に配慮し、各要素の持つ特性を相互に連携・融合したネットワークの形成を図り、地域への愛着や誇りを持つことができる本市の魅力づくりに努めます。

（3）安心して快適に暮らすことのできる土地利用

住み続けたいと思うまちを実現するために、適切な都市機能や都市施設の配置を図るとともに、少子高齢化社会に対応した人にやさしいまち、人々が行き交う活力あるまち、安全、安心で暮らしやすいまちとなるよう、まちの自然環境と調和した、快適に暮らすことのできる市街地や道路などの都市基盤の整備を進めます。



8 まちづくりの基本方針

本市の将来都市像を実現するための基本的な考え方（まちづくりの基本方針）として次の6つを掲げ、それぞれの視点から特色あるまちづくりを目指します。

I

「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育ち環境の充実～

II

「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

III

「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

IV

「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

V

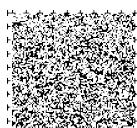
「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

VI

「ともに生き、支え合うまちづくり」

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～



I

「思いやりと希望にみちたまちづくり」

～保健・福祉の充実、子育て・子育ち環境の充実～

少子高齢化が進行する中で、地域で暮らすすべての人々が、生涯にわたり健やかで安心した暮らしをおくことができ、一人ひとりが持つ能力と個性を伸ばし、自身の成長に活かすことができるまちづくりが必要です。

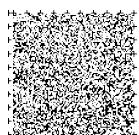
また、住みなれた地域で健康で自立した暮らしを続けていくためには、一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、継続することが大切であり、健康の維持増進に向けた知識や技術を習得し実践することが必要です。

一方で、少子化が進行する中、核家族化や都市化の進展、共働き家庭の増加などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちを育むために、子どもにとって豊かな子ども時代を送ることができ、保護者にとっては子育てしやすいまちづくりが求められています。

このようなことから、すべての人が、健やかで安心して暮らせるまちを目指し、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた適切な福祉・保健・医療サービスの環境を整えるとともに、市民団体、関係機関などの連携、協働を基礎として、健康についての正しい知識の普及や保健・医療に関する啓発を図るなどの取り組みを通じて、市民一人ひとりの健康づくりに対する支援を推進します。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。



また、子育てについては、親子の絆を基本としながら、行政、地域、学校、企業など社会全体が互いに協力し、次代の担い手である子どもたちを育む体制を整備します。

これらの取り組みにより、すべての人が、社会の一員として、暮らしやすく、過ごしやすいまちをつくるとともに、物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさをも実感できるまちとして、人口減少、少子高齢化社会を安心して過ごすことができる希望にみちたまちを目指します。

《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

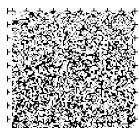
市民の健康づくりを支える取り組み

安心して子どもを産み育て、子育てしやすい取り組み

誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる取り組み



健康さくら21まつりの様子



II

「快適で、安全・安心なまちづくり」

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

本市は、印旛沼や谷津、樹林地など、豊かな恵みをもたらす自然を享受し、地域社会を形成してきました。

しかしながら、利便性の高い快適な生活を求める社会状況の中で、自然環境への配慮が低下し、緑の減少や生物多様性に与える影響が危惧されるなど、様々な環境問題が顕在化している状況がうかがえます。

特に、印旛沼の水質は、下水道の整備を中心に水質汚濁の防止に努めてきたことにより、数字の上では徐々に改善の方向に向かっていますが、飲料水利用の湖沼としては、常に全国ワースト上位に位置する状況にあります。

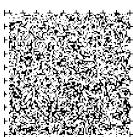
このようなことから、豊かな恵みをもたらしてくれる自然と共生しながら、将来にわたり安心して暮らせる環境づくりのため、地球温暖化対策や自然環境の保全、ごみの減量化と資源の効率的な利用に向けた再資源化など、環境保全への取り組みを推進します。

なかでも、印旛沼を取り巻く自然環境の保全については国、県、流域市町との連携を図り、印旛沼のきれいな水質を取り戻すための取り組みを推進していきます。

そして、人と自然が共生する社会を構築し、次世代に引き継いでいきます。

谷津

台地に樹状に深く刻まれた谷間のこと。谷津の多くは豊富な湧水などを利用した水田として活用され、現在ではその水田（谷津田）と谷の両側の斜面の雑木林までを含めた一体的な環境を持って谷津と呼ぶようになった。



また、情報通信の高度化や交通の広域化などの社会環境、経済環境の目まぐるしい変化に伴い、犯罪、交通事故、消費者問題など、市民の生命、財産を脅かす諸問題が発生しています。

このため、日常生活における不安を軽減し、市民の誰もが安全、安心に暮らすことができるよう、防災、防犯体制の強化、交通安全、消費者問題などの対策に努めます。

これらの取り組みにより、自然と共生し、快適で安全、安心に暮らせるまちを目指します。

《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

自然環境の保全

暮らしやすい生活環境の充実

消防・救急体制など災害に備えた体制整備の充実

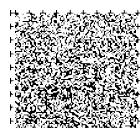
安全・安心に生活できるしくみづくり



水防訓練



高崎川



III

「心豊かな人づくり、まちづくり」

～教育の充実、スポーツ活動の推進～

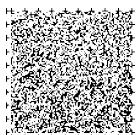
青少年の成長過程においては、自分の生きている社会に誇りを持ち、自らの生き方や人間観を創り上げていくという青少年自身の向上心の養成と、家庭や学校を含めた地域社会が互いに協力して青少年を育成することも必要です。

このようなことから、地域の歴史、自然、文化を活かした学習をはじめ、まちづくりへの参加などを通じて、青少年の心身の健康と学力の向上を図り、心豊かでたくましく生きる力や佐倉に誇りと愛着を持つことができるような教育を進めるとともに、安全、安心な教育環境の整備に努めます。

また、青少年が自立した個人としての自己を確立するとともに、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、家庭や地域、学校などの関係機関が連携し、社会全体で次代を担う青少年の健全育成に努めます。

一方、社会教育の観点では、市民の学習に対する様々な要望に的確に応えるとともに、市民一人ひとりが地域の一員としてまちづくりをするという気概を示し行動することが求められています。

さらに、多岐にわたる市民の关心や興味に応えられるような学習環境の整備や、歴史・文化について共通の興味関心を持つ仲間が集い、地域散策や地域研究を深めるなどの市民学習を支援します。



これらの取り組みにより、郷土佐倉の先覚者の伝統を受け継ぎ、地域への理解と愛着を深めるとともに、生きがいを持てる人づくり、地域づくりを進め、豊かな地域文化の創造につながるようなまちを目指します。

スポーツの観点では、市民がスポーツを行う良好な環境をつくるために、岩名運動公園、市民体育館などを整備するとともに、全国各地からの参加者が1万人を超える佐倉朝日健康マラソン大会などを開催しています。

また、スポーツは健康づくりだけでなく、集団活動を営むうえで基礎となる協調性や社会性を身につけ、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康保持・増進につながります。

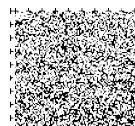
このようなことから、いつでも、どこでも、生涯にわたりスポーツを気軽に楽しむことのできる環境づくりを推進します。

«まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み»

- 地域から信頼され地域に支えられる学校づくり
- 家庭・地域とともに育む青少年の健全育成
- 生涯学習による地域活動の推進
- 佐倉学の推進
- 教育施設の整備及び適切な維持管理
- 年齢や目的に応じたスポーツ活動の推進



岩名運動公園



IV

「明日へつながるまちづくり」

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

人々がいきいきと活動するまちには賑わいと活気が生まれ、産業は活発となり、まち全体が元気になります。しかしながら、日本は人口減少時代に入るとともに、都心への人口流出も重なり、地方都市においては、人口減少によるまちの衰退という深刻な問題に直面しています。

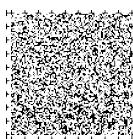
本市における農業、商工業、サービス業などの地域産業は、まちの活力を生み出す原動力であり、豊かな市民生活を支える上で大変重要な役割を担っています。特に、農業は、本市を支える重要な産業であるとともに、農地は、治水、水源涵養、自然循環機能などの役割も大きく、本市にとって貴重な財産です。また、田園風景は本市の代表的な景観のひとつであり、多くの市民に愛されています。

しかし、これらの地域産業は、社会経済情勢の著しい変化による競争の激化、不況の長期化、価格の低迷、高齢化や担い手不足など様々な要因によって大変厳しい状況に置かれているのも現実です。

このようなことから、市民、事業者、産業経済団体、行政などが産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、協働して取り組みます。また、地域の中小企業などの経営安定への支援や、後継者・担い手対策などにより安定した発展や活性化を図るとともに、業種連携や企業誘致などの新たな産業の創造などにより就業や雇用の機会を拡大する産業振興施策を推進します。

水源涵養機能

森林の土壤が雨水を貯え、河川へ流れ込む水の量を調節して洪水を防ぐとともに、川の水量を安定させる機能のこと。雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化される。



これらの取り組みが、バランスを保つつつ効果的かつ効率的に実施されるよう『佐倉市産業振興ビジョン』の実践などを進め、地域経済の健全な発展や市民生活の向上を目指します。

また、本市は、古代から連綿と続く歴史、印旛沼、谷津などの豊かな自然環境、国立歴史民俗博物館などの文化的施設に恵まれています。

さらに、印旛沼湖畔の佐倉ふるさと広場で行われる「佐倉チューリップまつり」や「佐倉市民花火大会」など、年間を通じて四季折々の様々なイベントが行われており、こうした自然環境、文化的施設やイベントは、多くの市民から愛されているだけでなく、市外からもたくさんの方々を集めています。

また、市民によって、長く保護されて継承してきた各地域の個性を表象する歴史、文化及び自然に係る文化資産を、数多く保有しており、今後も、これまでに市民が培ってきた文化資産を大切に保存し、後世に伝える必要があり、これらの重要性について、内外に向けた積極的な発信に努めます。同時に、若者から高齢者まですべての世代の観光客を市全体で出迎える「おもてなし」の心を育み、国内のみならず海外から多くの人々が訪れるような、歴史と文化と芸術が息づく賑わいと活力のあるまちを目指します。

佐倉市産業振興ビジョン

(平成 23~32 年度)

佐倉市産業振興条例(平成 22 年 4 月 1 日施行)第 7 条に基づく、産業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

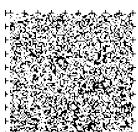
《まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み》

活気のある産業の推進

豊かな「農」の振興

多様で特色ある豊かな文化を継承する取り組み

「佐倉らしさ」(歴史、自然、文化)を活かした魅力的な観光の推進



「住環境が整備された住みやすいまちづくり」

～都市基盤整備の充実～

これから約10年間は、人口減少社会と少子高齢化を迎える、人口構成の変化を見据えた都市構造への転換を進めていくことが必要です。

そのためには、本市の特性である緑豊かな自然環境の大切さを再認識するとともに、水と緑に身近にふれ合える、都市と自然が調和したまちづくりを推進することが求められています。

また、本市の活性化には、駅周辺の商業・業務地の機能の充実を図るとともに、新たな産業拠点が形成されるよう土地利用を誘導し、さらに、それらの商業拠点や産業拠点を機能的に結ぶネットワークの形成を図る必要があります。

このようなことから、自然とまちの景観に配慮しながら、地域の個性や機能（農地、山林を含めた豊かな自然環境や歴史・文化的資産、住宅機能・商業機能など）を効果的に保全・再生・創出することにより、都市としてのポテンシャルを高め、すべての地域の人々がこれらの特性を享受でき、周辺市町や首都圏の人々からも親しまれる、個性と魅力にあふれたまちづくりを推進します。

次に、市民生活に欠くことのできない重要な社会基盤である上下水道については、より強固で安定したものとしていくために、安全で良質な水道水の供給を目指した上水道施設の改善、下水道施設の長寿命化及び計画的な改修などを推進します。

ポテンシャル
可能性としての力。

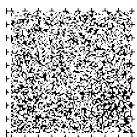
市内の鉄道駅

【京成電鉄本線】

- ・志津駅
- ・ユーカリが丘駅
- ・印井駅
- ・佐倉駅
- ・大佐倉駅

【JR東日本鐵道総武本線】

- ・佐倉駅



また、道路関連事業については、厳しい財政状況のもと、これまで以上に事業費の重点的な配分が不可欠となります。そのため、既存道路の維持補修、新規道路の建設にあたっては、緊急性、重要性を明確に分析するとともに産業経済などへの影響なども考慮し、短期、中期、長期の視点を持った取り組みを推進します。

さらに、公共交通の利便性の向上を図るとともに、広域的なバランスのとれた交通体系の構築を推進します。

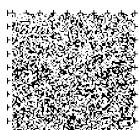
これらの取り組みにより、全ての人が安心して快適に住みづけられるまちを目指します。

『まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み』

- 個性を活かした魅力と活気にあふれるまちづくりの推進
- 誰もが安心して快適に住み続けられるまちづくりの推進
- 花とみどりのまちづくりの推進
- 交通体系の構築の推進



佐倉城址公園



VI

「ともに生き、支え合うまちづくり」 ～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

市民と行政がともに支え合う市民協働のまちづくりを推進していくためには、地域活動の推進母体となるコミュニティの形成を促進していく必要があります。そのために、活動拠点の整備、地域活動を担う人材の育成、各種団体との連携・協力など、地域コミュニティ活動の環境整備をさらに進めるとともに、お互いに理解を深め合い、その役割と責任を明確にしながら、地域課題の解決に取り組んでいきます。

全ての市民生活・市民活動において基本的人権が保障されていることが前提であると言えます。「人権尊重・人権擁護都市宣言」に基づき、市民が人権問題について考える機会を提供するなど、お互いを尊重し合う意識づくりに継続して取り組むとともに、性別に関わらず男女があらゆる分野に平等に参画する、男女平等参画社会の実現を目指します。

また、本市は、国際社会の一員として国際協調の視点をふまえ「平和都市」を宣言しており、佐倉平和使節団として原爆被爆地に中学生を派遣するなど、世界の恒久平和を願い、積極的な取り組みを進めています。今後も、核兵器のない平和な世界の実現に努めます。同時に、多文化に寛容な市民生活を営むことのできる社会の実現を目指し、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供していきます。

人権尊重・人権擁護都市宣言

(平成9年2月24日宣言)

わたしたちは、個性を認めあい、協調性のあるまちづくりをすすめています。みんなの顔がきらめいて、希望あふれる都市をつくりたいと願っています。

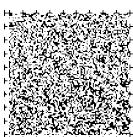
それは、一人ひとりが大切にされ、人間らしく生きることができるさちにすることです。

そのため、わたしたちは基本的人権を正しく理解して、人権感覚の向上に努めなければなりません。

わたしたちは、差別や偏見をなくすために、人権尊重の教育や啓発活動に積極的に取り組みます。そして、わたしたち一人ひとりが、人権擁護のまちづくりの主人公となるため、ここに佐倉市を「人権尊重・人権擁護都市」とすることを宣言します。

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認めあい、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



これから約10年間は、著しく変化する社会経済のなかにあっても、安定した財源の確保など市政運営において、諸課題はますます増大するものと考えられます。これらの諸課題に対応するため、限られた資源と厳しい財政状況のなかで、効果的、効率的な視点はもとより、公正、公平に市民サービスを提供する必要があります。

なかでも、初期投資に大きな経費を要する公共施設の建設、維持補修費などについては、施設を一つの経営資源と捉え、施設に係る経費の最小化や施設効用の最大化を図ることにより、良質な資産として次世代に引き継ぐ取り組みを推進していくことが必要となります。

今後においては、持続可能なまちづくりのため、社会状況の変化、地域の課題に的確に対応し、これまでに提供した行政サービスの成果などを検証しつつ、多種多様な市民ニーズに最も有効な施策の展開を図ります。

特に、積極的な民間活力の活用などを推進するとともに、本市の魅力ある資産や人が集まるイベントを活かした収入の確保に努めます。さらに、今後ますます進展が予測される高度情報社会において、必要なとき、必要とする情報を誰もが簡単に得られるよう、情報通信技術を活用した情報の共有や透明化を進めるとともに、各種媒体により市の魅力や取り組みを内外に向けて積極的に発信していきます。

『まちづくりの基本方針に基づく主な取り組み』

- 市民協働・市民公益活動の推進
- 人権尊重・男女平等参画社会の推進
- 健全で質の高い行政運営の推進
- 情報提供・発信の推進
- 国際・平和の推進

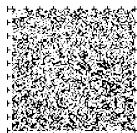
平和都市宣言

(平成7年3月15日宣言)
～非核三原則を守り核兵器廃絶をめざして～

豊かな自然に恵まれた歴史と文化のまち佐倉。この良好な環境のなかで、やすらぎに満ち、健康で平和な生活を維持することが佐倉市民共通の願いです。

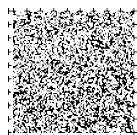
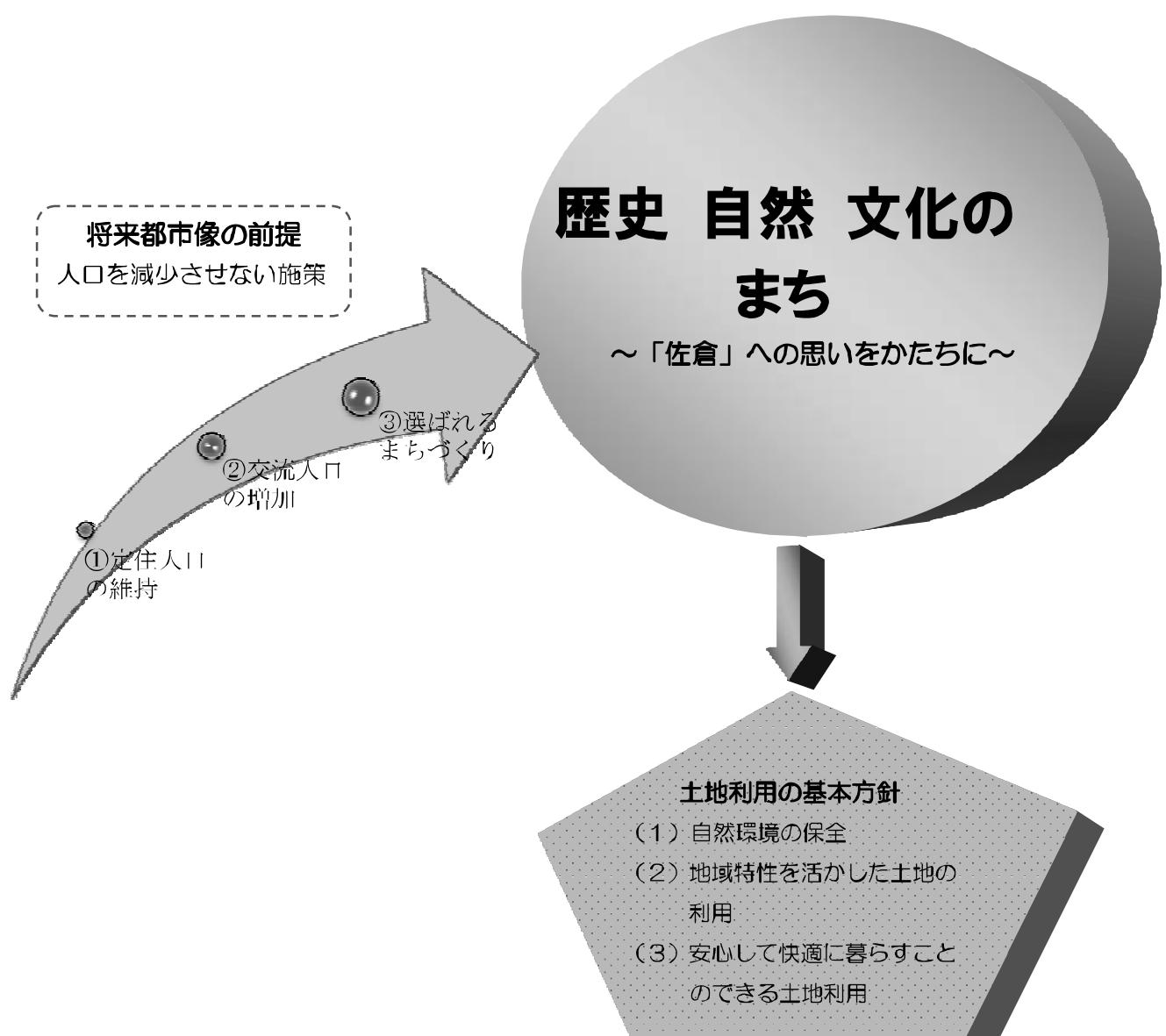
佐倉市民は、悲惨な戦争や戦争のない世界を強く願い、宣誓の推進はもとより、特に、人類及び地球の破滅につながる核について非核三原則を守り、核兵器の全面禁止と廃絶をめざして、最大の努力をしなければなりません。

戦後50年の年にあたり、佐倉市民は、戦争の犠牲者に追悼の誠を捧げ、国際社会の一員として、国際協調の視点をふまえ、世界の恒久平和を実現するため「平和都市」を宣言します。



総合計画体系図Ⅱ

(将来都市像に向けて～まちづくりの基本方針)



まちづくりの基本方針

